菊　陽　町　農　業　委　員　会　議　事　録

令和５年５月１０日（水）開催

菊　陽　町　農　業　委　員　会

令和５年度第２回菊陽町農業委員会会議録

開催日時　令和５年５月１０日（水）午後２時３０分から午後３時０５分
開催場所　菊陽町役場　防災センター１階　防災研修室①

１　議事日程
　第１　議事録署名委員及び会議書記の指名について
　第２　議　事
（１）議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
（３）議案第３号　　農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に係る意見決定について
（４）議案第４号　　中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
（５）報告第１号　　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

２　農業委員
（１）出席委員（９人）

１番　鈴木　一男	２番　上田　誠也	３番　前田　洋一
４番　相馬　安伸	５番　眞弓　一保	６番　青木　積
７番　東　慶子	８番　大竹　美鈴	９番　田村　昭敏

３　農地利用最適化推進委員
（１）出席委員（９人）

１番　岩下久美夫	２番　山川　　登	３番　阪田　典人
４番　坂本　孝則	５番　原　正輝	６番　相馬　和幸
７番　高木　浩義	８番　西岡　信幸	９番　相馬　竜介

４　農業委員会事務局職員
　事務局職員　山川　和徳
　事務局職員　村上　学
　事務局職員　吉山　友衣

令和５年度第２回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

－－－－－－－－○－－－－－－－－

開会　午後１時３０分

■事務局　それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数９名中９名、推進委員総数９名中９名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第６条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会　長　＜あいさつ＞
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局　ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくお願いします。

◎議　長　それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第１３条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に１番　鈴木委員、２番　上田委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。
以上で、日程第１を終わります。

つづきまして、日程第２の議事に入ります。

初めに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　　　　　農地法第３条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案書の２ページをご覧ください。関連がありますので、
議案第１号　番号１、番号２を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：原水字上中野５４５２番２　外２筆
地目：田
面積：１６２．０１㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和５年２月１０日に審議した案件で申請漏れとなっていたもので、現地調査した農地の畦畔にあたる部分であり、面積も極めて少ないものであったことから現地調査を省略しています。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第３条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、１号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、２月１０日の定例会で審議したとおり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は人参を作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長　　　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆５番委員　　申請者は本町の認定農業者である法人の構成員で、農地を適切に管理することができることは、本年２月１０日の定例会で確認したとおりです。今回の申請は農地の畦畔部分に関するものであることから、前回同様特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長　　　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆９番委員　　自作がないようですが。

■事務局　　　すべて法人へ貸付けされています。

◎議　長　　　他にありませんか？無いようですので、採決を行います。

議案第１号の番号１及び番号２の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。
よって議案第１号番号１及び番号２は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第１号番号３を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　　　議案書の２ページをご覧ください。
議案第１号　番号３を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：久保田字津留２３６６番１
地目：田
面積：１，４１１㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、４月２８日（金）に現地調査を実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のＰ２～Ｐ４をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第３条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、１号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、本農地は現在既に譲渡人が耕作している農地であり、売買後も家族で同農地を管理することとされていることから、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後はトルコギキョウを作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆４番推進委員　議案第１号番号３について、４番推進委員が説明します。
申請者はスポーツ関連の仕事をする傍ら農業に従事する兼業農家で、譲渡人の子に当たります。農地の管理については今後も譲渡人を中心に行い、花きを中心にした作付を行うということです。譲渡人は菊陽町の認定農業者であり、農機具の管理等も特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第１号の番号３の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。
よって議案第１号番号３は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　　農地法第５条は、権利移動が伴う転用でございます。
関連がありますので、議案書３ページの議案第２号番号１及び番号２について併せて説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字猿ノ塚２１２０番１　外１筆
地　目：畑
転用面積：１０５㎡
転用目的は、公衆用道路及び分家住宅用地です。
権利は、贈与による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を４月２８日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のＰ５～Ｐ９をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

　立地基準について
　農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は１０ｈａ以上の拡がりがある農地で第１種農地であり、原則転用は不可ですが、既存敷地の拡張であり、代替性についても本農地の転用が必須であると認められることから不許可の例外と判断しております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆２番推進委員　議案第２号の番号１について２番推進委員が説明します。
申請者は本町在住の個人で、既存の住宅敷地と進入路へと転用する計画です。申請者は農地法の施行前から申請地北側に居住し、申請地を進入路として使用していましたが、昭和 40 年代で実施された基盤整備事業以降、農地法違反の状態となってしまったため、適法状態に戻すものです。今回の転用では現況に変更はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

■事務局　補足です。農地法施工前の昭和２１年に家を建てられて、熊本地震により家の建て替えをされようとしたところ、接道がないということが分かり、今回、解消するために申請をされました。

◎議　長　質問はありませんか。
ないようですので、採決を行います。
議案第２号の番号１及び番号２の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。
よって、議案第２号の番号１及び番号２は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第２号の番号３を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　議案書３ページの議案第２号　番号３について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字上石ヶ迫２３５２番
地　目：畑
転用面積：１，４８１㎡
転用目的は、選果場及び農業用倉庫です。

この議案につきましても、現地調査を４月２８日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のＰ１０～Ｐ１３をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地（農振農用地）であり、原則転用は不可ですが、農業用施設用地へ軽微な変更を行っており、不許可の例外と判断しております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆９番委員　議案第２号の番号３について、９番委員が説明します。
申請者は大分県に本拠を置く法人で大分県竹田市の認定農業者です。ＴＳＭＣ立地予定地の西側で選果場を整備し、そこで選果・出荷作業を行っておられましたが、関連企業の立地に伴い移転を求められたため、協力するために新たな選果場及び農業用倉庫を整備する計画です。申請地周辺には農地や水路があるものの、周辺地権者や関係機関とも協議をされており、特段影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第２号の番号３の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第２号の番号３は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項は、令和５年４月１日から適用された改正法で、令和７年３月３１日まで、従来の基盤強化法第１９条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和５年４月２８日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のＰ４からＰ９をご覧ください。
利用権設定が１１件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議　長　説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■事務局　補足です。Ｐ６の５番については、子が仕事柄、続けられなくなったため、父が再度認定農業者となり借りられたものです。

◎議　長　よろしいですか？
－　同　意　の　声　－

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第３号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第４号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　菊陽町長より同じく、令和５年４月２８日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のＰ１０をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は２件です。
以上で説明を終わります。

◎議　長　説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－　同　意　の　声　－

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第４号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第１号について事務局の説明をお願いします。

■事務局　報告第１号について、議案書のＰ１１、別紙報告のＰ２からＰ５をお願いします。「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は２件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議　長　ただいまの報告第１号について、質疑はありませんか？

－　特に発言無し　－

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第１号を終わります。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

（午後３時０５分終了）

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和５年５月１０日

会長

議事録署名人

議事録署名人